

基本目標 1 権利を守ります

P l a n	施策の方向性		福祉教育の推進やあらゆる機会を活用して、障がいの特性や障がいのある人についての正しい理解を促進する 障がいを理由とした差別の解消、合理的配慮の提供、障がいのある人の権利擁護に努める											
	取組項目		(1) 権利擁護支援の推進			(2) 障がいに関する理解の促進			(3) 差別解消の推進			(4) 虐待の防止		
D o c u m e n t a t i o n	成 果	主な活動指標			基準値		方 向 性	実績値						
								R5	R6	R7	R8	R9	R10	
		①尾張北部権利擁護支援センターへの障がい者の権利擁護に関する相談人数			R4	85 人	↑	88 人						
		②市民後見人候補者名簿登録人数			R4	一 件	↑	-	15人	-		-		
		③ヘルプマークを知っている市民の割合			R3	64.3 %	↑	77 %						
		④障がいに関する研修会への参加者数			R4	159 人	↑	374 人						
		⑤障がいを理由に差別を受けたり嫌な思いをした経験がある障がい者（児）の割合			R4	18.1 %	↓	-						
		<方向性に沿って令和6年度におこなったこと>												
C h e c k	課 題	①												
		②												
		③												
		④												
		⑤												
A c t	今 後 の 取 組	1)												
		2)												
		3)												
		4)												
		5)												

	主な活動指標（計画書p.43）	基準値	方向性	実績値					
				R5	R6	R7	R8	R9	R10
D o 成果	①あさひ学園の相談件数	R4 5,487 件	↑	5536件					
	②医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者数	R4 2 人	↑	2 人					
	＜方向性に沿って令和6年度におこなったこと＞								
	① ② (1) ① ② ③ ④ ⑤ (2) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥								
C h e c k	課題	① ②							
A c t	今後の取組								

相談支援を充実します

(重点施策1あり)

P l a n	施策の方向性		相談支援体制の充実とともに、複合化・複雑化している問題に、多機関多職種が協働して取り組む 当事者・サービス事業者・関係機関等が課題を共有し、重層的・継続的な支援体制を整備する											
	取組項目	(1)相談支援体制の充実	(2)相談員の質の向上			(3)相談先の周知			(4)自立支援協議会の充実					
D o	成果	主な活動指標			基準値		方向性	実績値						
								R5	R6	R7	R8	R9	R10	
		①障害者相談支援事業の相談件数			R4 16,337 件		↑	14844件						
		<方向性に沿って令和6年度におこなったこと> ① (1) (2) (3) (4)												
C h e c k	課題	①												
A c t	今後の取組													

生活を守ります

(重点施策2あり)

Plan	施策の方向性	障がいのある人の日々の地域での暮らしを支援する、訪問系サービスや日中活動系サービス等については、ニーズに対応したサービスが提供できるよう、サービスの量と質の確保を図ります。 また、生活の拠点となる居住の場として、さまざまなニーズに対応できる多様な形態のグループホームの整備を促進します。													
	取組項目	(1) 地域生活支援拠点の機能強化 (2) 障害福祉サービス（訪問・日中活動系）等の充実 (3) グループホームの整備促進 (4) 手当の支給等 (5) 福祉人材の確保													
Do	成果	主な活動指標				基準値		方向性	実績値						
									R5	R6	R7	R8	R9	R10	
		①グループホームの利用者数（実利用者数の月平均）				R4	145 人	↑	176 人						
		<方向性に沿って令和6年度におこなったこと>													
		①													
Check	課題	①													
		②													
Act	今後の取組														

基本目標4 就労を支援します

P l a n	施策の方向性		令和6年度以降、障害者雇用率が引き上げられることから、いっそうの一般就労を促進する。 障がいについての職場の理解促進、環境の整備が必要。 障害福祉サービスを利用して働く方が経済的に自立するために、工賃の更なる向上が必要。 障がいのある人の一般就労の機会の拡大や、職場への定着を図る、										
	取組項目		(1) 事業所の理解促進			(2) 障がい者雇用の推進			(3) 就労施設への支援				
D o c u m e n t	成果	主な活動指標			基準値		方 向 性	実績値					
					R5	R6	R7	R8	R9	R10			
		① 障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等からの物品等調達実績			R4	1,996.7 万円	↑	2553.9 万円	万円	万円	万円	万円	
		② 障がい者就労施設等からの一般就労への移行者数			R4	25 人	↑	人	人	人	人	人	
		③ ハローワーク春日井管内における企業の障害者雇用率			R4	2.21 %	↑	2.38 %	%	%	%	%	
<方向性に沿って令和6年度におこなったこと> ① ② ③													
C h e c k	課題	(1) (2)											
A c t	今後の取組												

発達支援を充実します

(重点施策3あり)

（重点施策）

P l a n	施策の方向性	障がいのある児童の可能性を最大限に伸ばし、持てる能力を十分発揮できるよう、発達支援の充実に努めるとともに、継続的な支援がおこなわれるよう、保健センター、子育て世代包括支援センター、保育園・幼稚園・認定こども園、あさひ学園、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、小中学校、特別支援学校、県の関係機関等との発達支援ネットワークの強化に努め、支援体制の充実を図る。							
	取組項目	(1) ネットワークの構築 (2) 発達支援・医療的ケア児等支援の充実 (3) サービスの質の向上 (4) 子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ推進 (5) インクルーシブ教育の推進 (6) 学校との連携 (7) 子育て世代包括支援センター							
D o c u m e n t	成果	主な活動指標	基準値	方向性	実績値				
		① 委託相談支援事業所における障がい児に関する相談者数	R4 837 人	↑	R5	R6	R7	R8	R9
		<方向性に沿って令和6年度におこなったこと> ① (1) (2) (3) (4) (5)							
C h e c k	課題								
A c t	今後の取組								

地域医療を確保します

P l a n	施策の方向性	障がいのある人が安心して医療を受られるよう、医療施設の配慮を医療機関に働きかける。 医療費の助成をおこなう。 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域での必要な精神保健支援は求められており、福祉・保健・医療等が協議の場を通じて、連携による支援体制の構築を目指す。								
	取組項目	(1) 医療費の助成 (2) 地域での医療の確保 (3) 難病患者への支援 (4) 精神障がい者等の地域移行								
D o	成果	主な活動指標	基準値	方向性	実績値					
					R5	R6	R7	R8	R9	R10
		① 地域移行支援の利用者数	R4 3 人	↑	3 人	人	人	人	人	人
		<方向性に沿って令和6年度におこなったこと> (4)								
C h e c k	課題	①								
A c t	今後の取組									

社会参加を促進します

P l a n	施策の方向性	生活にうるおいをあたえ、仲間づくり、自己実現の場であり、リハビリテーションや健康管理にも役立つスポーツ・文化・レクリエーション活動への参加機会の提供、情報アクセシビリティの向上、参加しやすい環境整備等を進め、障がいのある人の様々な活動への参加を促進します。										
	取組項目	(1) 情報アクセシビリティの向上 (2) 意思疎通支援の充実 (3) スポーツ活動の推進 (4) 文化芸術活動への取り組み (5) 余暇活動の場の確保 (6) 外出支援 (7) 社会参加のしやすさの向上										
D o c u m e n t	成果	主な活動指標		基準値		方向性	実績値					
						R5	R6	R7	R8	R9	R10	
		① 市の意思疎通支援事業を利用した実人数		R4	13 人	↑	19 人					
		② 「障がい者（児）スポーツ・レクリエーションのつどい」への参加者数とボランティア数		R4	193 人	↑	273 人					
		③ 市が主催または後援する芸術作品などを発表する機会に出展した障がい者の人数		R4	127 人	↑	116 人					
	<方向性に沿って令和6年度におこなったこと> ① ②											
C h e c k	課題											
A c t	今後の取組											

環境を整備します

P l a n	施策の方向性		障がいのある人が安全・安心に暮らすことができ、社会参加をしやすくしていくため、ユニバーサルデザインの考え方を基本として、ハード・ソフト両面から社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進していく。										
			地域ぐるみの防犯・防災のネットワークを構築し、障がいのある人が地域や家庭で安心して暮せるまちづくりを推進します。										
	取組項目	(1) 公共施設等のユニバーサルデザイン化		(2) 緊急時の対応		(3) 災害時の支援体制の構築							
D o	成果	主な活動指標			基準値		方 向 性	実績値					
								R5	R6	R7	R8	R9	R10
		① 災害時避難行動要支援者台帳における障がい者の登録者数			R4 1,651 人		↑	1596人					
	<方向性に沿って令和6年度におこなったこと>												
C h e c k	課題												
A c t	今後の取組												

相談支援体制の充実

P l a n	施策の方向性 (計画書p.37)	・ 複合化、複雑化している相談に対応するためには、地域の障がい者の支援体制で課題となっていることについて情報共有、連携の緊密化を図り、地域の支援体制の充実を図ることが必要。 ・ 相談員の質の向上を図るため、相談支援事業者の人材育成が求められる。									
	第4次計画 での取組項目 (計画書p.37 ～38)	① 小牧市障がい者基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援の強化 ② 指定特定相談支援事業所の体制整備（相談支援専門員の増加とセルフプラン率の適正化） ③ 基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員等の質の向上を目指して研修会を開催し、相談支援事業者の人材育成を促進するなど、相談支援体制の充実を図ります。 ④ 市内6か所の（市委託）相談支援事業所において一般相談をおこないます。 ⑤ 対象者、リスクの内容の枠を超えた、包括的・重層的な相談体制の構築（重層的支援体制整備事業）									
D o c u m e n t	成 果	主な活動指標（計画書p.39）	基準値	方 向 性	実績値						
					R5	R6	R7	R8	R9	R10	
		①相談員などによるサービス利用計画の作成割合	R4 56.4 %	↑	53.4%						
		②市内相談支援事業所における相談支援専門員の人数	R4 25 人	↑		27 人					
		<方向性に沿って令和6年度におこなったこと>									
		①									
		②									
③											
④											
⑤											

C h e c k	課題	①
		②
A c t	今後の取組	①
		②
		③
		④
		⑤

地域生活支援拠点の機能強化

作成日 令和6年10月9日

P l a n	施策の方向性 (計画書p.40)	「体験の場や機会」、「緊急時の受入・対応」の高いニーズに応えるため、更なる体制の強化を図る。									
	第4次計画での 取組項目 (計画書p.40 ～41)	面的に整備した各機関の機能の強化を目指します。特に、緊急時の受入体制の構築ならびに体験の場の確保を図り、障害種別等に関わらず、市内の入所施設やグループホームと連携して、いつでも受け入れることができるよう体制の強化を図ります。 ① 保を図り、障害種別等に関わらず、市内の入所施設やグループホームと連携して、いつでも受け入れることができるよう体制の強化を図ります。 ② 地域生活支援拠点コーディネーターの配置を検討します。 ③ 相談支援体制の強化に努めます。 ④ 小牧市障害者共同生活援助事業費補助金など、継続して助成をおこないます。 ⑤ 基幹相談支援センターや自立支援協議会において、各種の研修会を開催し、専門的人材の確保・育成に努めます。 ⑥ 自立支援協議会において、地域の課題を抽出し課題解決に向けた検討を進めます。									
D o c u m e n t	成果	主な活動指標 (計画書p.41)	基準値	方向性	実績値						
		①地域生活支援拠点の評価の実施	R4	なし	実施	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		②福祉施設から地域に移行した人数	R4	12 人	↑	13人					
		<方向性に沿って令和6年度におこなったこと>									
		①									
C h e c k	課題	①									
		②									
A c t	今後の取組										

重点施策 3

発達支援・医療的ケア児等支援の充実

作成日

令和7年1月28日

P l a n	施策の方向性 (計画書p.42)	・ 更なる発達支援の場の充実 ・ インクルーシブな保育・教育の充実 ・ 障がいの重度化・多様化への対応、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ・ ライフステージごとに切れ目のない支援の実施、相談支援体制の充実と関係機関の連携の強化
	第4次計画 での取組項目 (計画書p.42～43)	(1) 障がい児相談・発達支援の充実 ① “支援が必要なお子さんのためのガイドブック”を作成し、障がい児支援の利用促進を図ります。 ② あさひ学園は「発達支援」「家族支援」「相談支援」をおこないます。さらに、あさひ学園と児童発達支援センターが協力し、地域の障がい児支援の体制強化を図ります。 ③ 居宅訪問型児童発達支援や、保育所等訪問支援については、実施体制の充実を図ります。 ④ 保護者に“はじめのいっぽ”（情報冊子）を配布し、子育て支援、教育、相談等のサービス、医療機関等の情報を提供します。 ⑤ ライフステージごとに切れ目のない支援ができるように、“成長記録（ノート）”の活用を啓発し、関係機関との連携が図れるように努めます。
		(2) 医療的ケア児等の支援 ① 医療機関、行政機関、保育・教育機関、福祉サービス事業所等が連携し、医療的ケア児等の支援体制の強化を促進します。 ② 基幹相談支援センターに配置した医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等に関する情報を集約し、必要な関係機関と連携し、医療的ケア児とその家族を支える支援体制の構築に取り組みます。また、医療的ケア児とその保護者の当事者間のつながりを推進します。 ③ 保健・医療・福祉・教育・保育などの関係機関に医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者を配置します。 ④ 医療的ケア児等ネットワーク部会において、医療的ケア児等の支援体制構築のための課題・取組等について検討します。 ⑤ 医療的ケアを実施できる人材の確保、医療的ケア児等を受入れる事業所の確保に努めます。 ⑥ 医療的ケア児等とその保護者に対し、継続的な情報提供をおこなっていきます。

D o	成果	主な活動指標（計画書p.43）	基準値	方向性	実績値						
					R5	R6	R7	R8	R9	R10	
		①あさひ学園の相談件数	R4 5,487 件	↑	5536件						
		②医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者数	R4 2 人	↑	2 人						
		<方向性に沿って令和6年度におこなったこと>									
		①									
		②									
		(1)	①								
			②								
			③								
			④								
			⑤								
		(2)	①								
			②								
			③								
			④								
			⑤								
			⑥								
C h e c k	課題	①									
		②									
A c t	今後の取組										